

横手市農業委員会

令和3年度 第11回

農業委員会総会議事録

令和4年1月17日

令和3年度 第11回横手市農業委員会総会議事録

令和4年1月17日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を横手市浅舞公民館に招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について
4. 議案第60号 農用地利用集積計画審議について
5. 議案第61号 横手農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について
6. 議案第62号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）に対する意見聴取について
7. 報告第11号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

| 議席No. | 委員氏名 | 出欠 | 議席No. | 委員氏名 | 出欠 |
|-------|--------|----|-------|---------|----|
| 1 | 平良木 保 | 出 | 13 | 高瀬 俊作 | 出 |
| 2 | 木村 由美子 | 出 | 14 | 伊藤 亨 | 出 |
| 3 | 菅原 一太郎 | 出 | 15 | 高橋 尚也 | 出 |
| 4 | 佐藤 仁 | 出 | 16 | 佐藤 省美 | 出 |
| 5 | 堀江 一彦 | 出 | 17 | 佐々木 由紀子 | 出 |
| 6 | 佐藤 勇 | 出 | 18 | 吉田 豊 | 出 |
| 7 | 遠藤 タミ子 | 出 | 19 | 高橋 康弘 | 出 |
| 8 | 丹波 賢太郎 | 出 | 20 | 高橋 正也 | 出 |
| 9 | 小笠原 夏子 | 出 | 21 | 佐藤 真志子 | 出 |
| 10 | | | 22 | 千葉 肇 | 出 |
| 11 | 近江 清廣 | 出 | 23 | 齊藤 龍平 | 出 |
| 12 | 佐々木 秀一 | 出 | 24 | 飯野 正和 | 出 |

当日の欠席委員

農業委員会事務局職員

| | | | | | |
|----------|-------------|---|---|---|----|
| 農業委員会事務局 | 事務局長 | 高 | 橋 | 英 | 樹 |
| | 事務局長代理兼総務係長 | 塩 | 田 | 正 | 秋 |
| | 農地振興係長 | 佐 | 藤 | 正 | 人 |
| | 総務係副主査 | 鈴 | 木 | 郁 | 哉 |
| | 農地振興係主査 | 片 | 野 | 松 | 浩 |
| | 農地振興係副主査 | 佐 | 藤 | 夏 | 美 |
| 増田地域局 | 農委事務局主席主査 | 堀 | 田 | 徳 | 郎 |
| 平鹿地域局 | 農委事務局主査 | 佐 | 藤 | 雅 | 彦 |
| 雄物川地域局 | 農委事務局主査 | 齊 | 藤 | 勇 | 人 |
| 大森地域局 | 農委事務局主査 | 柴 | 田 | 正 | 之 |
| 十文字地域局 | 農委事務局主査 | 高 | 橋 | 美 | 紀子 |
| 山内地域局 | 農委事務局主査 | 藤 | 田 | | 潤 |
| 大雄地域局 | 農委事務局主査 | 照 | 井 | 理 | 香 |

議長

本日の出席者数は23名であります。
横手市農業委員会総会会議規則第11条に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第11回横手市農業委員会総会を開会いたします。

日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、横手市農業委員会総会会議規則第22条第2項により、当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、当職より
21番 佐藤 真志子 委員
22番 千葉 肇 委員
の両名を指名いたします。

日程2、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

はじめに、1月12日付けで「許可申請取下書」が提出されましたのでご説明いたします。議案書6ページをご覧ください。

「19番」の申請について、秋田県農業公社の売買事業へ変更するとの理由により、申請取下げとなります。従いまして、申請案件は22件となります。

それでは、ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。

「1番から4番」は横手地域局管内から、「1番から4番」は買受による規模拡大です。

3ページ、4ページに跨ります。

「5番から10番」は増田地域局管内から、「5番から7番」は買受による規模拡大です。

「8番から10番」は耕作者への贈与です。申請理由としましては、譲渡人は同一人で県外に居住しているため、これまでそれぞれの譲受人に管理を委託していたとのことで、今般、農業廃止に伴い贈与するものです。

5ページに跨ります。

「11番から13番」は平鹿地域局管内から、「11番、12番」は買受による規模拡大です。

「13番」は寺院駐車場整備に伴う代替地としての贈与です。申請理由としましては、この後、ご審議いただきます、議案第59号農地法第5条許可申請の番号2に関連するものとなっており、寺院の駐車場整備のため農地を譲り渡すことに伴い、代替地として隣接地である本申請地の贈与を受けるものです。

「14番から16番」は雄物川地域局管内から、「14番」は買受による規模拡大です。

事務局

「15 番」は耕作者への贈与です。申請理由としましては、以前より譲受人が耕作していた土地であり、県外に居住する譲渡人は今後も耕作できないため贈与するものです。

「16 番」は後継者への生前一括贈与です。

議案書 6 ページをご覧ください。

「17 番、18 番」は大森地域局管内から、「17 番、18 番」は買受による規模拡大です。

7 ページに跨ります。

「20 番から 23 番」は大雄地域局管内から、「20 番」は買受による規模拡大です。

「21 番」は耕作者への贈与です。申請理由としましては、譲渡人は、以前から耕作を委託している譲受人に対し、申請地を贈与したいとの意向であったためそれに応じたものです。

「22 番」は買受による規模拡大です。

「23 番」は賃借権設定による規模拡大です。

以上、配布しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 109 番から 131 番に記載されているとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 58 号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 58 号」については、許可することに決定いたします。

日程 3、議案第 59 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書 10 ページをお開きください。

「1 番」は横手地域局管内からのものです。農地区分についてですが、申請地は、都市計画法に定める用途地域内にある農地のため、第 3 種農

地と判断します。用途地域の種別は商業地域です。

事業概要ですが、譲受人は現在、実家に住んでおりますが、独立分家のため、一般住宅の建築を検討しています。

土地の選定にあたっては、現在の居住地に近く、県道や国道に近接していることを条件とし、農地以外の土地を探しました。しかし、周辺に目的に適う土地がなく、費用の面も考慮した結果、祖父所有の申請地をやむなく選定したものです。

土地概要ですが、申請地は、市立横手北小学校から南に約 550m に位置しており、地目は現況も登記も田となっています。隣接地の状況は、北側は農地、西側は宅地、南側は水路、東側は市道となっています。

資金計画は、全額借入金で対応するとのことで、融資証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は公共下水道に排水し、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、転作田のため、周辺の道路や土地と同じ高さであることから、盛土・造成を行いませんが、緩衝地を設けることにより、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区より差し支えない旨の意見書が出されています。

他法令については、該当ありません。

申請地は第 3 種農地であり、立地基準を満たし、一般基準も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、12 月 27 日、佐々木由紀子委員と事務局で実施しています。

「2 番」は平鹿地域局管内からのものです。農地区分についてですが、申請地は、東側に向かっておおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地が連担しており、その区域内にある農地のため、第 1 種農地と判断します。

事業概要ですが、譲受人は宗教法人で、その代表者は申請地の近くに居住していますが、参拝者の駐車場が不足しているため、駐車場用地を探しています。

土地の選定にあたっては、譲受人の所在地に近く、県道や市道に近接していることを条件とし、農地以外の土地や第 3 種農地を探しました。しかし、周辺に目的に適う土地がなく、利便性、費用面を考慮した結果、既存の駐車場の隣接地で、檀家所有の申請地をやむなく選定したものです。

転用面積の内訳についてですが、車 8 台分の駐車スペースとして 120 m²、冬期間の雪捨て場として 34 m²、隣接地との緩衝地として 45 m²、合計 199 m²となっています。

土地概要ですが、申請地は、市立浅舞小学校から南に約 1.2 km に位置しており、地目は現況、登記とも畑となっています。隣接地の状況は、東側は農地、南側は宅地、西側は既存の駐車場、北側は市道となっています。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により

事務局

確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、盛土・造成を行います。土留め工事を行い、緩衝地を設けることにより、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。

意見書は、土地改良区の管轄外のため、ありません。

他法令については、該当ありません。

申請地は第1種農地ですが、申請地の周辺において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものとし、立地基準を満たし、一般基準も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、12月27日、菅原一太郎委員と事務局で実施しています。説明は以上となります。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第59号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第59号」については、許可することに決定いたします。

日程4、議案第60号「農用地利用集積計画審議について」を上程いたします。

はじめに「整理番号7番」は、議席番号23番 齊藤龍平委員の関連案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。

(議席番号23番 齊藤龍平委員 一時退席)

それでは「整理番号7番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書14ページになります。所有権移転

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>になります。「整理番号7番」につきましては、秋田県農業公社から農家 が買い入れるものです。</p> <p>本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第 3項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問を お受けいたします。ご質問等ございますか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p> |
| 議長 | <p>ご質問がないようですのでお諮りします。「整理番号7番」について、 承認することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員賛成ですので、「整理番号7番」については承認することにいたし ます。</p> <p>退席されました委員の入場を認めます。</p> <p>(議席番号23番 齊藤龍平委員 着席)</p> |
| 議長 | <p>次に、議事参与案件を除く「整理番号1番」から「整理番号56番」に ついて、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書14ページになります。はじめに所有権移転になります。議事参 与案件を除く「整理番号1番から6番」の6件につきましては、秋田県 農業公社が買い入れるもので、令和4年2月総会以降に農家に売り渡す 予定となっております。</p> <p>続きまして利用権設定です。議案書15ページになります。「整理番号 8番」から議案書19ページの「50番」までの43件につきましては、内 訳としまして、新規設定が18件、再設定が25件となっております。</p> <p>議案書19ページの「整理番号51番」から議案書20ページの「56番」 までの6件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構 である秋田県農業公社が利用権設定により、農地中間管理権を取得し、1 月18日付で農用地利用集積計画公告により、農家に貸し付ける予定とな っております。</p> <p>相続人代表による設定については、それぞれ必要な人数の同意を得て いることを確認しております。</p> <p>本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第 3項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問 等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p> |

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与案件を除く「整理番号1番」から「整理番号56番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与案件を除く「整理番号1番」から「整理番号56番」については、承認することにいたします。

以上をもって、「議案第60号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

(横手市農業振興課職員 着席)

議長

会議を再開します。

日程5、議案第61号「横手農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について」を上程します。

本件につきましては、横手市農業振興課からの説明をお願いします。

農業振興
課

農林部農業振興課の鈴木でございます。よろしくお願いたします。

事前に配布させていただいております、議案第61号別紙により説明いたします。変更申出一覧のA3版の用紙と各申出地位置図、カラーの両面刷りのものとなります。

今回の答申につきましては、11月5日までに受付しました農振除外案件11件となっております。

申出のありました11件について、現地調査を11月29日、30日に実施し、市関係部局および農業委員会事務局との協議の場である、土地利用調整会議を12月4日に実施しております。また12月21日には、横手市農業振興地域整備促進協議会を開催し、除外申出について「農振法第13条第2項の5要件で審査したものであり、除外を可とする」との議案内容についてご審議頂き「異議なし」の議決を頂いていることをご報告させていただきます。

それでは、各案件について説明いたします。なお、申出者の敬称は省略させていただきます。

「申出1」は142㎡の除外です。申出者は、地域に不足している居宅介護支援事務所の開設を予定し、複数の候補地を検討してきましたが、建築条件に合致する適地が無く、また申出者は近隣に居住していることから、申出地への事務所開設により、サービス向上およびスムーズな事業展開が期待できることから、当該地に事務所を建築する予定であります。

当該地は、第1種農地と見込まれますが、居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続する農地であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから除外は適当と判断いたしました。

続いて「申出 2」は 403 m²の除外です。申出者は、現在居住している宅地内での駐車スペースが不足していることから、自宅隣接地に自家用車の車庫建築、トラクターの駐機場および堆雪場を整備する計画です。

当該地は、第 1 種農地と見込まれますが、居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続する農地であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから除外は適当と判断いたしました。

「申出 3」は 5,983 m²の除外です。申出者は、産業廃棄物収集運搬事業を展開しており、これにより発生するコンクリート塊の再利用を目的とした、処理施設を建設予定であります。

建設候補地として複数検討しましたが、山間部により開発が困難であることや、交通の便が悪く安全面に不安があること、騒音・振動などの問題を考慮すると、建築条件に合致する適地選考は難航しておりましたが、申出地においては、県道に面し交通の便が良いことから大型ダンプの出入りに不安が無く、近隣に民家が無いため騒音や振動問題についても解消できるものと考えております。また、現状においては、老朽化した牛舎が建っており、台風や大雪による倒壊の恐れがあることから、長年にわたり地域の懸案事項であったこと、所有者においては、建物を解体し、跡地を有効利用してくれる方を探していたとのことから、双方の思いが合致したことより、当該地に施設を建設する予定となったものです。

当該地は、第 1 種農地と見込まれますが、市街地に設置することが困難または不適當であり、当該地以外に適地が認められないため、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等にも支障がないことから、除外は適当と判断いたしました。

次に「申出 4」は 497 m²の除外です。申出者は、アパートに居住してきましたが住宅の新築を検討。境町を中心に複数の候補地を検討しましたが、所有者との条件面で折り合いが付かなかったことや、売却の意思が無いこと、建築に必要な面積を確保出来ないことなどから、当該地に一般住宅を建築する計画であります。

当該地は、第 1 種農地と見込まれますが、集落に接続する農地であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから除外は適当と判断いたしました。

続いて「申出 5」は 370 m²の除外です。申出者は、父親所有の住宅に 3 世代で同居してきましたが、子供の成長に伴い住宅が手狭になったことから、自己所有の住宅建築を検討。将来的な親の介護も考慮し、実家近くに複数の候補地を検討しましたが、建築に必要な面積の確保が出来ないことや、民家が近く、屋根からの雪が隣の屋敷に落ちる恐れがあることなどから断念し、当該地に一般住宅を建築する計画であります。

当該地は、第 1 種農地と見込まれますが、集落に接続する農地であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから除外は適当と判断いたしました。

次の「申出 6」は 302.13 m²の除外です。申出者は、娘夫婦が居住することになる住宅の新築を検討。敷地内の宅地や近隣の複数の候補地を検討しましたが、建築に必要な面積を確保出来ないことや、所有者との条

件面での折り合いが付かないことなどから、当該地に一般住宅を建築する計画であります。

当該地は、第1種農地と見込まれますが、集落に接続する農地であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから除外は適当と判断いたしました。

「申出7」は3,129.81㎡の除外です。申出者は、横手市の中心部に位置し、商業施設・病院・公共施設等が近く、生活しやすい環境が整っている当該地に、建築条件付き売買予定地として、一般住宅10棟分を建築・分譲する計画であります。

当該地は、第2種農地と見込まれますが、当該地以外に適地が認められず、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないこと、また土地改良事業完了後8年が経過していることから除外は適当と判断いたしました。

続いて「申出8」は2,894㎡の除外です。申出者は、平成4年より土木建築工事業を営んでおり、平成12年に申出地隣に資材置場を設置し、事業展開してきましたが、事業拡大に伴い手狭となったことから、新たに重機・資材置き場および従業員駐車場を整備する計画であります。申出者は近隣に居住しており、既存資材置場の隣接地への整備により、効率的な事業展開が期待出来ることから、当該地を整備する計画であります。

当該地は、第1種農地と見込まれますが、居住する者の業務上必要な施設で、当該地以外に適地が認められず、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないこと、また土地改良事業完了後8年が経過していることから除外は適当と判断いたしました。

「申出9」は222㎡の除外です。申出者は、実家に両親と居住してきましたが、子供の出生により手狭となることから、自己所有の新築を検討。将来的な親の介護も考慮し、実家近くに複数の候補地を検討しましたが、建築に必要な面積の確保が出来ないことや、所有者に売却の意思が無いことなどから断念し、当該地に一般住宅を建築する計画であります。

当該地は、第1種農地と見込まれますが、集落に接続する農地であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから除外は適当と判断いたしました。

続いて「申出10」は183㎡の除外です。申出者は、実家に3世代で同居してきましたが、結婚により家族が増えることから手狭となるため、自己所有の新築を検討。将来的な親の介護も考慮し、実家近くに複数の候補地を検討しましたが、空き家になっている宅地については、解体の意思や売却意思が無いことや、建築に必要な面積の確保が出来ないことなどから断念し、当該地に一般住宅を建築する計画であります。

当該地は、第1種農地と見込まれますが、集落に接続する農地であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから除外は適当と判断いたしました。

最後「申出11」は359㎡の除外です。申出者は、自動車販売業を経営してきましたが、事業拡大に伴い既存店舗の隣接地に、展示スペース・車両置場を整備するものです。

農業振興課

当該地は、第1種農地と見込まれますが、既存施設の拡張によるものであり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから除外は適当と判断いたしました。

以上11件となります。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

農業振興課の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第61号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第61号」については「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。暫時休憩します。

(暫時休憩)

(横手市農業振興課職員 退席)

議長

会議を再開します。

日程6、議案第62号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)に対する意見聴取について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたしますので「議案第62号別紙」をご覧ください。本件につきましては、令和元年に県外の農業委員会において、農地転用にかかる収賄容疑で会長と職員が逮捕されるという不祥事が続けて発生したことに伴い、農水省から「農業委員等の綱紀粛正について」という通知が発出されたところであります。それに合わせまして秋田県農業会議からは、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図るため、毎年、各市町村の農業委員会の総会で「農業委員会の法令遵守の申し合わせ」について、決議するよう指導があったところであります。

以上の経緯から、本日の総会に議案として上程し、別紙資料に記載の2項目について、申し合わせ決議をしようとするものです。

昨年の1月にも同様の申し合わせ決議をしておりますが、内容については特に変更等はありません。

説明は以上で終わりになりますので、ご審議くださるようよろしくお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 62 号」について、原案に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 62 号」については、原案のとおり決議することに決定いたします。

日程 7、報告第 11 号「農地の転用事実に関する調査結果について」を上程します。

事務局の報告を求めます。

事務局

それではご報告いたします。議案書 24 ページをご覧ください。報告件数は全部で 5 件となっております。横手地域局管内のものが 1 件、平鹿地域局管内のものが 2 件、十文字地域局管からは 1 件、大雄地域局管内から 1 件となります。

まず「1 番」についてですが、照会地は、旭公民館から南西に約 130 メートルに位置しています。隣接地の状況は、北側・西側・東側は公衆用道路、南側は宅地となっています。

土地状況は、照会地は昭和の時に、年月日不詳ですが、公衆用道路である市道の一部となっており、このたび登記の地目を変更し、寄付採納を考えているとのことです。現在も市道として利用されており、非農地と判断しました。

現地調査は、1 月 6 日、高瀬俊作委員、高橋尚也委員、佐々木由紀子委員と事務局で実施しています。

調査結果は、1 月 7 日付けで記載のとおり報告しています。

次に「2 番」についてです。照会地は、醍醐公民館から南に約 50 メートルに位置しています。隣接地の状況は、東側・南側・西側は宅地、北側は市道となっています。

土地状況は、申請人の亡き父が、昭和の時に、年月日不詳ですが、物置小屋を建築し、現在に至るものです。許可が必要なことを知らなかったと思われるとのことです。

照会地は現在も物置小屋が存在し農地としての利用は困難であり、非農地と判断しました。

現地調査は、12 月 8 日、飯野会長、佐藤勇委員、鈴木勉推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、12 月 16 日付けで記載のとおり報告しています。

続いて「3 番」になります。照会地は、秋田県果樹試験場から南東に約 2.3 キロメートルに位置しています。隣接地の状況ですが、東側・南側は水路、西側は市道、北側は宅地となっています。

土地の状況ですが、昭和時代に、年月日不詳ですが、家屋を建築し、昨年取り壊しし、現在は更地となっています。申請者は現在施設に入所しており、不動産整理のため登記地目を変更しようとするものとのこと

事務局

です。現在も砂利敷となっており、農地としての利用は困難のため、非農地と判断しました。

現地調査は、12月8日、飯野会長、佐藤勇委員、鈴木勉推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、12月16日付けで記載のとおり報告しています。続く「4番」についてですが、照会地は、十文字インターチェンジから西に約7キロメートルに位置しています。隣接地の状況ですが、701番は、北側は宅地、東側は農地、南側は水路、西側は市道となっています。702番は、北側・西側・南側は宅地、東側は農地となっています。708番1は、北側は県道、東側は農地、南側は宅地、西側は市道となっています。

土地の状況ですが、照会地は記載の年に作業小屋及び家屋を建築し、現在に至るものです。申請者からは許可が必要なことを知らず申し訳ありませんでしたとの弁明書が出されています。現在も建物があり、農地としての利用は困難であるため、非農地と判断しました。

現地調査は、12月8日、佐藤真志子委員、高橋康弘委員、新山武推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、12月15日付けで記載のとおり報告しています。

最後に「5番」についてです。照会地は、大雄地域局から北東に約1.7キロメートルに位置しています。隣接地の状況ですが、東側は県道、北側・西側は宅地、南側は農地となっています。

土地の状況ですが、照会地は平成の中ごろに、庭園を造園し、現在に至るものです。申請者からは、許可が必要なことを知らずに転用してしまい大変申し訳ありませんでした。原状復旧となると多額の経費が必要となるため、何卒寛大な措置をお願い申し上げますとの弁明書が出されています。照会地は、現在も庭園として利用されており、農地としての利用は困難であるため、非農地と判断しました。

現地調査は、12月6日、佐々木秀一委員、小松高義推進委員、戸田賢隆推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、12月9日付けで記載のとおり報告しています。

報告は以上となります。

議長

事務局の報告が終わりました。これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第11号」の報告を終わります。以上をもちまして、第11回総会を閉会します。

議長

ご協力ありがとうございました。

(10 時 52 分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和4年1月17日

議 長 飯野 正和

署名委員 佐藤 真志子

署名委員 千葉 肇